

■ 県下29市 人口・財政規模及び行政委員会の委員報酬(平成26年4月1日現在)

No.	市名	人口 (世帯数)		普通会計決算 (H24)		経常収支比率		実質公債費比率		財政力指数		職見者選出		議員選出		委員長		委員				
		順位	人口	歳出総額 (千円)	順位	比率	順位	比率	順位	指数	支給 単位	金額 (円)	順位	金額 (円)	支給 単位	金額 (円)	支給 単位	金額 (円)	順位	金額 (円)		
			(世帯数)																			
1	神戸市	1	1,553,165	758,180,239	1	0.915	17	10.9	11	0.744	12	月額	320,000	1	月額	80,000	1	月額	360,000	1	月額	320,000
2	姫路市	2	543,866	202,768,181	2	0.824	2	9.1	8	0.827	7	月額	156,000	7	月額	62,000	5	月額	160,000	9	月額	134,000
3	西宮市	3	480,872	156,925,344	4	0.951	24	8.5	5	0.861	3	月額	249,000	3	月額	80,000	1	月額	199,000	4	月額	170,000
4	尼崎市	4	467,673	184,335,791	3	0.938	21	12.7	18	0.818	8	月額	161,000	6	月額	63,000	4	月額	190,000	6	月額	161,000
5	明石市	5	296,612	94,482,888	5	0.936	20	7.2	2	0.74	13	月額	257,000	2	月額	65,000	3	月額	257,000	2	月額	195,000
6	加古川市	6	271,637	76,484,505	6	0.877	6	7.7	3	0.847	5	月額	129,000	9	月額	42,000	15	月額	87,000	11	月額	77,000
7	宝塚市	7	233,967	69,235,973	7	0.969	26	8.6	6	0.853	4	月額	132,800	8	月額	60,000	6	月額	201,000	3	月額	167,400
8	伊丹市	8	201,238	64,646,774	8	0.969	26	8.3	4	0.84	6	-	-	-	月額	53,400	8	月額	177,300	8	月額	150,500
9	川西市	9	160,815	53,319,489	9	0.975	28	11.9	17	0.749	11	月額	247,600	4	月額	56,700	7	月額	180,500	7	月額	158,900
10	三田市	10	114,642	35,316,730	12	0.948	22	10.5	9	0.816	9	月額	102,400	16	月額	45,900	11	月額	89,200	10	月額	65,300
11	芦屋市	11	96,360	36,791,535	11	1.021	29	13.3	19	0.897	2	月額	212,400	5	月額	43,200	14	月額	198,000	5	月額	175,500
12	高砂市	12	94,638	32,271,018	15	0.892	11	2.5	1	0.9	1	月額	121,000	10	月額	45,000	12	月額	72,000	17	月額	67,000
13	豊岡市	13	87,036	51,333,480	10	0.879	8	16.9	27	0.397	26	月額	98,200	18	月額	38,200	19	月額	75,000	14	月額	55,100
14	三木市	14	80,926	29,586,059	17	0.909	16	8.8	7	0.683	15	月額	110,000	13	月額	47,000	9	月額	80,000	12	月額	63,000
15	たつの市	15	80,193	32,296,723	14	0.877	6	15.7	25	0.582	18	月額	90,000	21	月額	41,000	16	月額	78,000	13	月額	62,000
16	丹波市	16	68,749	33,416,527	13	0.831	3	11.2	15	0.435	23	月額	94,000	19	月額	46,000	10	月額	72,000	17	月額	57,000
17	南あわじ市	17	50,609	26,682,878	18	0.85	5	14.9	22	0.434	25	月額	50,000	24	月額	20,000	26	月額	45,000	25	月額	35,000
18	赤穂市	18	50,512	19,905,642	24	0.848	4	10.8	10	0.708	14	月額	116,500	12	月額	39,000	17	月額	74,000	15	月額	60,500
19	小野市	19	50,162	19,139,302	26	0.892	11	11.1	13	0.669	16	月額	110,000	13	月額	38,000	20	月額	70,000	19	月額	54,000
20	洲本市	20	47,487	22,869,998	19	0.92	19	13.9	20	0.46	21	月額	120,000	11	月額	30,000	24	月額	61,000	24	月額	50,000
21	淡路市	21	47,027	30,774,488	16	0.896	14	22.5	29	0.342	28	月額	50,000	24	月額	20,000	26	月額	45,000	25	月額	35,000
22	加西市	22	46,672	18,790,635	27	0.894	13	14.5	21	0.592	17	月額	104,500	15	月額	36,600	21	月額	62,700	21	月額	50,100
23	篠山市	23	43,535	22,604,139	21	0.948	22	22.4	28	0.435	23	月額	78,000	23	月額	45,000	12	月額	64,500	20	月額	52,000
24	西脇市	24	43,253	19,493,667	25	0.901	15	11.0	12	0.5	20	月額	87,400	22	月額	35,100	23	月額	61,700	23	月額	52,200
25	宍粟市	25	41,756	22,723,726	20	0.917	18	15.3	23	0.366	27	月額	50,000	24	月額	30,000	24	月額	45,000	25	月額	35,000
26	加東市	26	39,922	17,429,550	28	0.883	10	11.1	13	0.764	10	月額	92,000	20	月額	36,000	22	月額	62,000	22	月額	50,000
27	朝来市	27	33,076	22,103,091	22	0.88	9	16.5	26	0.45	22	月額	37,500	27	月額	19,167	28	月額	20,833	28	月額	16,667
28	相生市	28	31,052	12,463,058	29	0.962	25	11.5	16	0.56	19	月額	99,000	17	月額	39,000	17	月額	73,000	16	月額	60,000
29	養父市	29	26,229	20,734,963	23	0.816	1	15.5	24	0.234	29	月額	28,333	28	月額	17,750	29	月額	19,667	29	月額	15,667

報酬額を年額で規定している自治体については、月額に換算後、順位を算定している。

■ 県下29市 人口・財政規模及び行政委員会の委員報酬(平成26年4月1日現在)

No.	市名	選挙管理委員会				農業委員会				公平委員会				固定資産評価審査委員会					
		支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位
1	神戸市	月額	320,000	1	月額	270,000	1	月額	51,000	12	-	-	-	月額	18,500	3	月額	17,500	1
2	姫路市	月額	122,000	7	月額	82,000	4	月額	55,583	8	月額	124,000	1	月額	14,300	9	月額	12,100	10
3	西宮市	月額	132,000	4	月額	71,000	5	月額	65,000	5	月額	60,000	4	月額	21,200	1	月額	16,400	2
4	尼崎市	月額	142,000	2	月額	71,000	5	月額	45,000	21	月額	76,000	2	月額	15,200	8	月額	12,900	8
5	明石市	月額	128,100	6	月額	104,400	2	月額	65,200	4	月額	53,000	4	月額	44,200	5	月額	15,700	3
6	加古川市	月額	57,000	10	月額	43,000	10	月額	69,000	3	月額	40,000	7	月額	11,000	15	月額	9,000	15
7	宝塚市	月額	120,500	8	月額	13,800	22	月額	71,000	2	月額	17,600	9	月額	17,600	4	月額	13,400	7
8	伊丹市	月額	118,800	9	月額	64,900	7	月額	59,000	6	月額	17,200	10	月額	17,200	5	月額	14,500	5
9	川西市	月額	130,000	5	月額	58,400	8	月額	82,500	1	月額	41,600	6	月額	16,600	7	月額	14,600	4
10	三田市	月額	44,700	13	月額	32,700	13	月額	51,200	11	月額	11,417	13	月額	12,000	12	月額	11,500	11
11	芦屋市	月額	139,900	3	月額	85,900	3	-	-	-	月額	72,400	3	月額	19,800	2	月額	14,400	6
12	高砂市	月額	57,000	10	月額	45,000	9	月額	57,000	7	月額	28,000	8	月額	9,000	22	月額	9,000	15
13	豊岡市	月額	36,300	20	月額	26,900	17	月額	47,700	17	月額	-	-	月額	8,300	24	月額	7,500	28
14	三木市	月額	44,000	14	月額	33,000	12	月額	55,000	9	月額	12,333	11	月額	13,300	10	月額	10,200	12
15	たつの市	月額	45,000	12	月額	30,000	15	月額	47,000	19	月額	10,000	14	月額	9,500	19	月額	9,000	15
16	丹波市	月額	9,000	27	月額	8,000	26	月額	39,400	25	月額	7,000	20	月額	11,000	15	月額	9,000	15
17	南あわじ市	月額	15,000	24	月額	10,000	25	月額	48,000	14	月額	-	-	月額	8,000	26	月額	8,000	24
18	赤穂市	月額	38,500	18	月額	18,500	21	月額	48,000	14	月額	12,000	12	月額	12,500	11	月額	12,500	9
19	小野市	月額	43,000	15	月額	32,000	14	月額	54,000	10	月額	7,500	17	月額	8,500	23	月額	8,000	24
20	洲本市	月額	42,000	16	月額	35,000	11	月額	40,000	23	月額	-	-	月額	12,000	12	月額	10,000	13
21	淡路市	月額	20,000	23	月額	13,000	23	月額	40,000	23	月額	-	-	月額	12,000	12	月額	10,000	13
22	加西市	月額	34,400	21	月額	26,100	18	月額	49,100	13	月額	6,875	21	月額	8,300	24	月額	8,300	22
23	篠山市	月額	10,000	26	月額	8,000	26	月額	47,500	18	月額	7,417	18	月額	9,400	20	月額	8,100	23
24	西脇市	月額	37,000	19	月額	28,500	16	月額	45,600	20	月額	7,042	19	月額	7,800	28	月額	7,800	27
25	宍粟市	月額	15,000	24	月額	12,000	24	月額	30,000	26	月額	10,000	14	月額	10,000	17	月額	9,000	15
26	加東市	月額	34,000	22	月額	26,000	19	月額	48,000	14	月額	6,833	22	月額	8,000	26	月額	8,000	24
27	朝来市	月額	7,667	28	月額	6,167	28	月額	26,000	27	月額	-	-	月額	10,000	17	月額	9,000	15
28	相生市	月額	39,000	17	月額	19,000	20	月額	44,000	22	月額	8,917	16	月額	9,200	21	月額	8,700	21
29	養父市	月額	7,250	29	月額	5,833	29	月額	24,167	28	月額	-	-	月額	6,000	29	月額	6,000	29

報酬額を年額で規定している自治体については、月額に換算後、順位を算定している。

■特例市40市 人口・財政規模及び行政委員会の委員報酬(平成26年4月1日現在)

No.	市名	人口 (国勢調査)		普通会計決算(注24)		歳入 支比率		実質 公債費 比率		財政力 指数		職見者選出		監査委員		議員選出		委員長		委員						
		順位	人口	順位	歳出総額 (千円)	順位	歳入	順位	比率	順位	指数	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位			
1	川口市	1	581,170	1	169,220,581	35	0.949	35	-	12	0.942	12	105,200	29	月額	88,400	1	月額	105,200	20	月額	105,200	20	月額	88,400	18
2	一宮市	2	386,447	6	106,932,872	10	0.866	10	5.0	24	0.81	24	120,500	25	月額	33,100	35	月額	55,300	37	月額	55,300	37	月額	49,200	37
3	吹田市	3	356,768	5	114,858,606	40	0.999	40	0.0	6	0.97	6	145,000	15	月額	49,500	22	月額	206,000	2	月額	206,000	2	月額	195,000	1
4	所沢市	4	339,084	4	87,571,793	18	0.941	31	5.2	8	0.957	8	105,000	30	月額	61,000	6	月額	99,000	22	月額	99,000	22	月額	74,000	27
5	越谷市	5	330,428	5	87,163,292	19	0.858	8	10.2	16	0.907	16	99,800	32	月額	60,000	8	月額	86,400	29	月額	86,400	29	月額	72,800	28
6	四日市市	6	313,195	6	101,361,668	8	0.869	11	13.7	32	0.993	3	205,600	4	月額	47,900	23	日額	22,400	40	日額	22,400	40	日額	16,000	40
7	春日井市	7	309,119	7	88,478,714	17	0.944	32	8.2	20	0.963	7	110,500	27	月額	46,000	24	月額	54,000	38	月額	54,000	38	月額	45,500	38
8	明石市	8	296,512	8	94,482,888	12	0.936	29	7.2	17	0.74	27	257,000	1	月額	65,000	3	月額	257,000	1	月額	257,000	1	月額	195,000	1
9	長岡市	9	281,411	9	136,882,785	2	0.901	15	14.4	34	0.602	35	99,000	34	月額	59,000	11	月額	135,000	15	月額	135,000	15	月額	97,500	17
10	茨木市	10	276,662	10	79,890,372	24	0.854	7	-1.0	1	0.929	14	27,000	39	日額	15,000	40	日額	33,000	39	日額	33,000	39	日額	30,000	39
11	加古川市	11	271,637	11	76,484,505	26	0.877	13	7.7	18	0.847	20	129,000	22	月額	42,000	31	月額	87,000	28	月額	87,000	28	月額	77,000	24
12	水戸市	12	271,612	12	94,057,961	14	0.853	5	10.4	30	0.82	22	130,000	23	月額	62,000	4	月額	95,000	24	月額	95,000	24	月額	85,000	20
13	八尾市	13	270,029	13	94,066,294	13	0.936	29	6.7	15	0.73	28	128,500	20	月額	30,000	37	月額	167,000	6	月額	167,000	6	月額	160,500	4
14	福井市	14	264,164	14	102,563,424	7	0.928	26	11.4	31	0.824	21	164,000	9	月額	33,000	36	月額	77,000	32	月額	77,000	32	月額	71,000	29
15	佐世保市	15	262,441	15	121,934,890	4	0.876	12	13.9	33	0.5	40	154,200	13	月額	42,100	30	月額	125,000	18	月額	125,000	18	月額	108,000	15
16	平塚市	16	259,640	16	84,177,634	22	0.92	25	2.7	5	0.954	11	156,800	11	月額	51,900	18	月額	156,800	7	月額	156,800	7	月額	144,600	6
17	富山市	17	259,169	17	81,951,974	23	0.817	2	5.8	11	0.988	4	130,000	20	月額	55,000	14	月額	90,000	25	月額	90,000	25	月額	70,000	30
18	弘前市	18	249,498	18	85,590,854	21	0.865	9	9.5	25	0.7	29	252,000	2	月額	54,000	15	月額	138,000	13	月額	138,000	13	月額	114,000	12
19	徳島市	19	242,087	19	78,851,485	25	0.909	21	4.0	8	0.64597	31	199,000	17	月額	35,000	34	月額	175,000	4	月額	175,000	4	月額	150,000	5
20	草加市	20	239,521	20	69,567,603	33	0.904	19	6.0	12	0.89	17	87,000	35	月額	56,500	12	月額	79,000	30	月額	79,000	30	月額	65,500	32
21	呉市	21	239,401	21	97,900,034	10	0.953	36	2.6	4	0.617	34	170,000	7	月額	52,000	17	月額	147,000	9	月額	147,000	9	月額	130,000	8
22	茅ヶ崎市	22	239,272	22	62,594,887	38	0.947	34	1.9	3	0.931	13	144,000	16	月額	44,000	27	月額	144,000	10	月額	144,000	10	月額	124,000	10
23	八戸市	23	239,172	23	100,763,406	9	0.879	14	15.1	38	0.64	32	166,900	8	月額	55,700	13	月額	143,700	11	月額	143,700	11	月額	127,600	9
24	松本市	24	238,868	24	89,979,485	16	0.833	3	8.7	23	0.677	30	103,400	31	月額	60,600	7	月額	112,500	19	月額	112,500	19	月額	87,200	19
25	春日部市	25	236,351	25	65,577,441	36	0.912	22	9.5	25	0.765	25	85,000	36	月額	41,000	32	月額	73,000	35	月額	73,000	35	月額	63,000	33
26	佐賀市	26	236,017	26	86,779,030	20	0.902	17	6.5	14	0.63	33	-	-	月額	50,550	19	月額	128,630	17	月額	128,630	17	月額	75,530	26
27	宝塚市	27	233,967	27	69,235,973	34	0.969	37	8.6	22	0.853	19	132,800	18	月額	60,000	8	月額	201,000	3	月額	201,000	3	月額	167,400	3
28	大和市	28	231,822	28	62,780,765	37	0.944	32	3.5	7	0.956	9	131,000	19	月額	44,500	26	月額	131,000	16	月額	131,000	16	月額	117,000	11
29	厚木市	29	224,415	29	73,214,574	29	0.987	39	3.1	6	1.063	1	152,600	14	月額	43,600	28	月額	137,000	14	月額	137,000	14	月額	111,100	13
30	太田市	30	220,121	30	70,278,141	32	0.933	28	8.4	21	0.924	15	218,000	3	月額	25,000	39	月額	99,000	22	月額	99,000	22	月額	85,000	20
31	つくば市	31	216,064	31	66,712,881	35	0.901	15	9.0	24	0.98	5	116,000	26	月額	60,000	8	月額	74,000	33	月額	74,000	33	月額	63,000	33
32	伊勢崎市	32	211,419	32	70,428,543	31	0.928	26	6.4	13	0.814	23	191,500	5	月額	66,000	2	月額	78,000	36	月額	78,000	36	月額	76,000	25
33	松江市	33	206,235	33	96,749,457	11	0.902	17	18.7	39	0.551	38	163,000	10	月額	43,000	29	月額	72,000	36	月額	72,000	36	月額	59,000	35
34	沼津市	34	205,877	34	71,590,346	30	0.837	4	7.7	18	0.955	10	126,800	24	月額	53,600	16	月額	87,800	27	月額	87,800	27	月額	68,300	31
35	熊谷市	35	202,604	35	61,024,801	39	0.853	5	6.9	16	0.861	18	99,500	33	月額	61,500	5	月額	89,500	26	月額	89,500	26	月額	78,500	23
36	上越市	36	202,312	36	123,709,809	3	0.912	22	14.4	34	0.571	37	82,900	37	月額	45,300	25	月額	100,700	21	月額	100,700	21	月額	79,100	22
37	岸和田市	37	199,531	37	73,510,761	28	0.978	38	14.9	36	0.573	36	109,800	28	月額	27,000	38	月額	141,300	12	月額	141,300	12	月額	109,800	14
38	小田原市	38	196,274	38	59,006,594	40	0.904	19	10.2	28	0.998	2	155,200	12	月額	49,900	21	月額	155,200	8	月額	155,200	8	月額	134,900	7
39	甲府市	39	194,898	39	76,238,364	27	0.918	24	10.0	27	0.758	26	171,000	6	月額	50,500	20	月額	171,000	5	月額	171,000	5	月額	100,000	16
40	鳥取市	40	193,582	40	92,690,760	15	0.808	1	15.0	37	0.509	39	74,000	38	月額	37,000	33	月額	74,000	33	月額	74,000	33	月額	56,500	36

報酬額を年額で規定している自治体については、月額に換算後、順位を算定している。

■特列市40市 人口・財政規模及び行政委員会の委員報酬(平成26年4月1日現在)

No.	市名	選挙管理委員会						農業委員会						公平委員会						固定資産評価審査委員会					
		委員長		委員		会長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員	
		支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位	支給 単位	金額 (円)	順位
1	川口市	月額	70,800	7	月額	58,900	5	月額	75,600	7	月額	50,800	5	月額	16,500	19	月額	15,000	19	月額	7,800	32	月額	7,800	32
2	一宮市	月額	35,200	36	月額	30,200	32	月額	31,900	39	月額	26,500	36	月額	18,100	16	月額	16,100	16	月額	7,500	34	月額	7,500	34
3	吹田市	月額	63,500	11	月額	54,000	8	月額	54,000	24	月額	49,000	7	月額	36,500	7	月額	34,500	5	月額	24,000	2	月額	24,000	2
4	所沢市	月額	55,000	20	月額	40,000	22	月額	55,000	23	月額	40,000	18	月額	31,000	9	月額	24,000	12	月額	8,200	28	月額	8,200	28
5	越谷市	月額	42,600	29	月額	36,400	25	月額	63,500	16	月額	50,000	6	月額	30,200	10	月額	25,000	11	月額	4,600	38	月額	4,600	38
6	四日市市	月額	22,400	38	月額	16,000	38	月額	41,500	35	月額	28,000	33	月額	8,200	34	月額	8,200	33	月額	8,200	28	月額	8,200	28
7	春日井市	月額	35,700	35	月額	28,500	34	月額	34,200	37	月額	24,300	38	月額	10,100	30	月額	10,100	28	月額	8,200	28	月額	8,200	28
8	明石市	月額	128,100	1	月額	104,400	1	月額	65,200	15	月額	47,600	9	月額	53,000	3	月額	44,200	1	月額	17,100	5	月額	17,100	5
9	長岡市	月額	48,000	24	月額	36,000	26	月額	66,000	14	月額	36,000	21	月額	12,800	27	月額	11,900	27	月額	10,500	18	月額	10,500	18
10	茨木市	月額	20,000	39	月額	17,000	37	月額	25,000	40	月額	22,000	40	月額	20,000	14	月額	17,000	15	月額	20,000	3	月額	20,000	3
11	加古川市	月額	57,000	18	月額	43,000	19	月額	69,000	11	月額	53,000	4	月額	40,000	6	月額	31,000	6	月額	11,000	15	月額	11,000	15
12	水戸市	月額	65,000	9	月額	55,000	7	月額	85,000	5	月額	62,000	2	月額	10,000	31	月額	9,000	31	月額	10,000	20	月額	10,000	20
13	八尾市	月額	61,000	13	月額	44,000	17	月額	60,000	18	月額	30,500	29	月額	60,000	1	月額	42,500	2	月額	8,000	31	月額	8,000	31
14	福井市	月額	60,000	14	月額	48,000	11	月額	72,000	9	月額	31,000	28	月額	17,000	18	月額	16,000	17	月額	17,000	6	月額	17,000	6
15	佐世保市	月額	64,500	10	月額	52,600	13	月額	67,600	13	月額	43,500	12	月額	15,600	21	月額	15,600	18	月額	12,900	10	月額	12,900	10
16	平塚市	月額	54,300	21	月額	46,900	14	月額	52,700	26	月額	34,500	23	月額	15,000	22	月額	13,500	21	月額	11,300	12	月額	11,300	12
17	富士市	月額	60,000	14	月額	48,000	11	月額	48,000	31	月額	30,000	30	月額	10,000	31	月額	10,000	29	月額	10,000	20	月額	10,000	20
18	山形市	月額	94,000	3	月額	68,000	2	月額	120,000	1	月額	67,000	1	月額	-	-	月額	-	-	月額	11,000	15	月額	11,000	15
19	寝屋川市	月額	45,000	27	月額	32,000	30	月額	54,000	24	月額	34,000	24	月額	29,000	12	月額	27,000	8	月額	29,000	1	月額	29,000	1
20	草加市	月額	46,000	26	月額	37,000	24	月額	56,500	20	月額	43,000	15	月額	33,500	8	月額	27,000	8	月額	9,300	23	月額	9,300	23
21	呉市	月額	74,000	6	月額	51,000	10	月額	48,000	31	月額	41,000	16	月額	51,000	4	月額	41,000	3	月額	11,100	13	月額	11,100	13
22	茅ヶ崎市	月額	53,000	22	月額	44,000	17	月額	51,000	28	月額	41,000	16	月額	13,000	26	月額	13,000	25	月額	10,000	20	月額	10,000	20
23	八戸市	月額	69,900	8	月額	55,200	6	月額	85,800	4	月額	43,400	13	月額	-	-	月額	-	-	月額	8,800	27	月額	8,800	27
24	松本市	月額	78,400	5	月額	65,200	3	月額	99,400	2	月額	48,800	8	月額	3,667	38	月額	3,392	38	月額	4,200	39	月額	4,200	39
25	春日部市	月額	36,000	34	月額	33,000	29	月額	50,000	29	月額	45,000	10	月額	45,000	10	月額	31,640	27	月額	3,667	37	月額	3,667	37
26	佐賀市	月額	48,000	24	月額	37,500	23	月額	67,800	12	月額	31,640	27	月額	5,630	36	月額	5,630	36	月額	6,120	40	月額	6,120	40
27	宝塚市	月額	120,500	2	月額	13,800	39	月額	71,000	10	月額	43,200	14	月額	17,600	17	月額	13,400	23	月額	17,600	4	月額	17,600	4
28	大和市	月額	51,000	23	月額	44,500	15	月額	47,500	33	月額	34,000	24	月額	15,000	22	月額	14,000	20	月額	11,000	15	月額	11,000	15
29	厚木市	月額	44,600	28	月額	40,500	20	月額	75,800	6	月額	39,400	19	月額	21,000	13	月額	19,000	13	月額	13,000	9	月額	13,000	9
30	太田市	月額	27,000	37	月額	21,000	36	月額	62,000	17	月額	36,000	21	月額	8,900	33	月額	7,900	34	月額	8,900	26	月額	8,900	26
31	つくば市	月額	10,700	40	月額	8,900	40	月額	74,000	8	月額	57,000	3	月額	10,700	28	月額	8,900	32	月額	9,200	24	月額	9,200	24
32	伊勢崎市	月額	38,000	33	月額	29,000	33	月額	52,650	27	月額	25,150	37	月額	10,300	29	月額	9,100	30	月額	10,300	19	月額	10,300	19
33	松江市	月額	59,000	16	月額	35,000	27	月額	40,000	36	月額	27,000	34	月額	14,500	25	月額	12,500	26	月額	9,000	25	月額	9,000	25
34	沼津市	月額	58,600	17	月額	47,800	13	月額	46,800	34	月額	29,300	31	月額	7,800	35	月額	7,800	35	月額	7,800	32	月額	7,800	32
35	熊谷市	月額	42,500	30	月額	34,500	28	月額	55,500	22	月額	45,000	10	月額	16,500	19	月額	13,500	21	月額	14,500	7	月額	14,500	7
36	上越市	月額	41,400	31	月額	27,800	35	月額	58,700	19	月額	29,000	32	月額	19,900	15	月額	17,950	14	月額	5,450	37	月額	5,450	37
37	岸和田市	月額	63,000	12	月額	40,500	20	月額	33,300	38	月額	24,300	38	月額	54,900	2	月額	40,500	4	月額	13,500	8	月額	13,500	8
38	小田原市	月額	56,500	19	月額	44,500	15	月額	48,700	30	月額	33,200	26	月額	14,800	24	月額	13,400	23	月額	12,100	11	月額	12,100	11
39	甲府市	月額	91,000	4	月額	61,000	4	月額	91,000	3	月額	37,000	20	月額	45,500	5	月額	31,000	6	月額	11,100	13	月額	11,100	13
40	鳥取市	月額	39,000	32	月額	31,500	31	月額	56,000	21	月額	27,000	34	月額	29,500	11	月額	27,000	8	月額	7,000	35	月額	7,000	35

報酬額を年額で規定している自治体については、月額に換算後、順位を算定している。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	監査委員
--------	------

1 概要について

根拠法令	地方自治法第180条の5第1項及び第195条第1項
委員定数・内訳	定数：4名 内訳：識見者選出委員2名、議員選出委員2名 (地方自治法第195条第2項及び同法施行令第140条の2、明石市監査委員条例第2条第1項) ※識見者選出委員のうち1名は常勤の代表監査委員です。
選任方法	普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任しています。 (地方自治法第196条第1項)
任期・再任の有無	任期：識見者選出委員は4年、議員選出委員は議員の任期(地方自治法第197条) 再任：有り 任期中の代表監査委員の交代はしていない 代表監査委員の再任の有無：有り 再任の限度：無し

2 委員会の業務内容について (平成25年度実績)

区分	回数/年	平均所要時間	業務内容 (議題・研修名等)
定例会	識見者選出 27	2.0h	下記の監査、検査及び審査について、それぞれ総括説明の聴取、委員協議、報告・意見の決定及び講評等を行っています。 ①定期監査(地方自治法第199条第4項) 7部1室 ②行政監査(地方自治法第199条第2項) 3部2行政委員会 ③住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条) 2件 ④例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項) 会計室、2企業会計(水道事業、大蔵海岸整備事業) ⑤決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項) 一般会計、特別会計(12会計)、企業会計(2会計) ⑥健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項) ⑦資金不足比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項) ※上記のほか、平成25年度は未実施であるが、地方自治法第199条第7項に基づく「財政援助団体等監査」等も行っています。また、代表監査委員の選任や議員選出監査委員の就任に伴う事務引継等の際にも監査委員会会議を行っています。 ※1回の会議で複数の監査や検査等を合わせて行っています。 ※「③住民監査請求に基づく監査」では、請求人及び首長側双方から意見聴取や事実確認等を行い、60日以内に監査を行い、勧告、棄却、却下のいずれかの決定を行わなければなりません。(地方自治法第242条第5項)
	議員選出 27	2.0h	
議会関連	識見者選出 4	5.0h	決算審査特別委員会(2回)、決算審査分科会(総務、生活文化)に出席しました。
	議員選出		

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	監査委員
--------	------

3 責任・権限について

監査委員は、市長から独立して一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の執行機関（監査委員会ではない）であり、公正不偏の立場で監査に当たらなければなりません。しかしながら、監査結果などは、監査委員の合議（4人の委員の意見の一致が必要）により決定しなければなりません。

監査委員は、地方公共団体の財務に関する監査、一般行政事務に関する監査などを行い、監査の結果、是正を必要とする事項があれば、首長等に指摘を行い、首長等の改善措置を促すことができる大きな権限を持っています。

また、住民監査請求があれば、請求人及び首長側双方から意見聴取や事実確認等を行い、60日以内に勧告、棄却、却下のいずれかの決定をしなければなりません。さらに、住民訴訟においては、住民監査請求前置主義を採っていることから、住民監査請求の監査結果が、後の訴訟手続に影響を及ぼす場合もあります。

4 委員業務等のスリム化、見直しについて

研修会については、委員全員の出席から、平成26年度において「全国都市監査委員会総会・研修会」は識見者選出委員2名の出席に、「近畿・東海・北陸三地区共催都市監査事務研修会」は議員選出委員2名の出席に見直ししました。

なお、委員定数については、地方自治法第195条第2項で人口25万人以上の市は4人と定められています。また、条例では削減することはできません。

また、監査の充実を図るため、平成26年度から事務局による予備監査の実施体制を2班から3班体制に変更し、定期監査等の回数が増加することから、総括説明や委員協議等の出務日数が増加する見込みです。

【必ず出席しなければならない業務】

監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

（地方自治法199条第11項）

5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

監査委員は、上記「3責任・権限について」においても、記載したように、地方自治法上の「執行機関」であり、自らの判断と責任において、その与えられた事務を誠実に管理・執行する責任を負っています。

特に監査委員は、政治的に中立・独立の立場で、時には市長に対して、改善の指摘や勧告を行うなど、法令上広範かつ重大な職務権限を有しており、その責任も重大です。月額報酬制は、このような監査委員の職務内容や職責を評価して、定められたものではないかと考えています。

さらに、このような職務を遂行できる専門的知見のある識見豊かな人材を確保するためにも、月額報酬制の採用は必要ではないかと考えています。

6 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

登庁日以外の業務の負担は、推し量ることが難しく、その負担を適正に報酬に反映させることは困難と考えています。

就任以来、庁内各課からの各種相談等にも対応していただいておりますが、現在は月額報酬以外の対価はお支払いしていませんので、日額制となった場合は、その対応が必要となります。

さらには、監査委員という職責の重さや人材確保といった点を報酬にどう反映させるかといった課題があると考えています。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	監査委員
--------	------

7. 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

日額報酬制を採用するに当たり、上記の課題をどう反映させるのか。
登庁日以外の業務負担を押し量る手段がない中で、日額制での基準を設けなければならないことは非常に困難と考えています。
また、庁内各課からの各種相談への対応では、基準の設定が難しく、別途予算計上が必要と考えています。
さらに、監査委員という職責の重さや人材確保の点は、特に考慮すべきと考えています。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	教育委員会
--------	-------

1 概要について

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
委員定数・内訳	5名（委員長1名、委員4名）
選任方法	委員：当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。 委員長：委員（教育長に任命された委員を除く）の中から、選挙により選出する。
任期・再任の有無	委員長：任期1年、再選有り 委員：任期4年、再任有り

2 委員会の業務内容について（平成25年度実績）

区 分		回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）
定例会 (臨時会)	委員長	23	1.7h	主なテーマ：教育委員会が所管する教育関連事務についての施策、条例制定・予算に関する要請、基本計画、各種委員会への委員委嘱・諮問、人事、事務の管理及び執行状況の点検・評価などについて。委員長としての業務：定例会・臨時会の議長（地教行法第12条第3項）
	委員	22.6		
議会関連	委員長	2	4h程度	本会議出席（地方自治法第121条） 「教育委員会議の活性化について」、「教育環境作りについて／中学校給食について／食育・地産地消について」
	委員	/	/	/
研修	委員長	2	2.2h	播磨東地区教育委員会連合会研修会「教育委員会制度と教育－現状・理念・課題－」、「教育委員会の改革と教育委員－中教審『今後の地方教育行政の在り方について』を読む－」
	委員	2.7	4.0h	同上及び、市町村教育委員会連合会全県教育委員研修会「体罰問題とその背景」、新任教育委員研修会「教育行政の今日的課題／今、教育委員に期待されるもの」
行事	委員長	39	3h程度	教育委員協議会、学校訪問、学校行事（運動会、卒業式等）、懇談会、視察、研究発表会、表彰式、成人式等
	委員	32.3	3h程度	
その他	委員長	23	1h程度	教育委員会議や教育委員協議会等の事前打ち合わせ及び資料の内容確認並びに教育関連情報収集及び調査研究
	委員	22.6	1h程度	教育委員会議や教育委員協議会等の資料の内容確認並びに教育関連情報収集及び調査研究

※定例会については、直近の議事録を提供くださいますようお願いいたします。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	教育委員会
--------	-------

3 責任・権限について

教育委員会は政治的中立性確保等の理由により首長から独立した行政委員委員会として教育行政を担っている為、教育行政に関して負っている責任・権限は非常に重く、教育委員個人に求められる社会的責任も大きい。

学校の管理運営、教職員の人事権という業務の中で、いじめ問題や事故等の非常事態が発生した場合には、賠償責任など訴訟の当事者となる。

登庁日以外の活動としては、教育委員会議や教育委員協議会等への出席にあたり、事前に資料の読み込み等を行っている。また、市の教育方針を定めるにあたり、自主的に教育に関連する各種審議会や議会等を傍聴したり、他都市で起きた問題や先進事例、教育関連フォーラム等について広く情報収集や調査・研究を行うなど、勤務実態を定量的に把握することはできないが、常時、教育行政に関わる業務を行っている。

教育委員会制度は転換期にあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立したところであるが、引き続き教育委員会が教育行政の最終権限を有する執行機関としての責務を担うものである。

4 委員業務等のスリム化、見直しについて

市民の教育に対する信頼を得ていくうえで、教育行政を担う教育委員会の役割がますます重要になっている。学校訪問や学校行事等への視察の機会を増やし、定例会以外にも随時教育委員協議会を開催するなど、喫緊の課題に対応すべく教育委員の活動の充実を図っている。また、教育委員自ら教育行政の執行状況等についての点検・評価を行うとともに、市民の教育行政に対する理解を深める為、ホームページに点検・評価の結果、教育委員の活動内容、教育委員会議の議事録を公表する等、教育委員会の一層の活性化に向けた取り組みを行っているところである。

5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

教育委員は、最近の教育環境の大きな変化に的確に対応できるよう、市の教育方針を定める必要がある。教育委員会会議への出席だけでなく、日頃の活動において関連する情報や知識の取得、収集並びに調査・研究に努めており、月額報酬制を採用していると理解される。

6 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

教育委員が、日常的に努力をし知識や情報を取得・収集し切磋琢磨している日々の活動については、出席日数では把握ができず、この部分をどう評価するのが課題である。長時間に及ぶ行事や活動を一律に日額で評価することは難しい。

7 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

日額報酬制に上記課題をどう反映させるのか。

情報収集や調査・研究等、登庁を要しない日々の活動については、それぞれの教育委員の活動は一定に揃わないので、不公平が出ないように日額制での設定基準を設けなければならない。

また行事等に出席する場合でも、1回の勤務に対する所要時間が行事・委員によって異なるため、その評価にあたってはルールを設ける必要がある。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	選挙管理委員会
--------	---------

1 概要について

根拠法令	地方自治法第181条、明石市選挙管理委員会規程
委員定数・内訳	4名（委員長1名、委員3名）
選任方法	選挙管理委員は、当該地方公共団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会において選挙する。（地方自治法第182条）
任期・再任の有無	任期：4年 再任：有り 任期中の委員長の交代：有り 委員長の再任の有無：有り 再任の限度：無し

2 委員会の業務内容について（平成25年度実績）

区 分		回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）
定例会	委員長	17	1h	主なテーマ：選挙人名簿の登録・抹消、投票区の設定と区域の一部改正、投票管理者の選任 委員長としての業務：定例委員会・臨時委員会の司会進行、議決、決裁
	委員	17	1h	主なテーマ：選挙人名簿の登録・抹消、投票区の設定と区域の一部改正、投票管理者の選任 委員としての業務：定例委員会・臨時委員会の議案審議
議会関連	委員長	2	2h	本会議での答弁 主なテーマ：期日前投票の宣誓書、選挙事務の見直しと投票率の向上
	委員			
研修	委員長	4	2h	主なテーマ：選挙制度改革、投票率の向上
	委員	4	2h	主なテーマ：選挙制度改革、投票率の向上
行事	委員長	29	2h	各種連合会への出席（内容：総会、役員会、理事会） 明るい選挙推進協議会行事への出席（内容：役員会、定例会、推進大会） 各種選挙説明会への出席（内容：期日前投票管理者説明会、開票主任者打合せ会、投・開票事務説明会） 選挙の管理執行（内容：投票所視察、開票事務立会い）
	委員	4	2h	明るい選挙推進協議会行事への出席（内容：定例会、推進大会） 各種選挙説明会への出席（内容：投・開票事務説明会） 選挙の管理執行（内容：投票所視察、開票事務立会い）
その他	委員長	8	1h	定例委員会の事前打ち合わせ、委員長の専決及び決裁
	委員			

※定例会については、直近の議事録を提供くださいますようお願いいたします。

行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	選挙管理委員会
--------	---------

3 責任・権限について

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。（地方自治法第186条）
市議会議員選挙及び市長選挙については、市の選挙管理委員会が管理する。（公職選挙法第5条）
衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、都道府県知事及び議会の選挙については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（公職選挙法第37条等）
最高裁判所裁判官国民審査については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（最高裁判所裁判官国民審査法第12条等）
農業委員会委員選挙は、市の選挙管理委員会が管理する。（農業委員会等に関する法律第9条）
海区漁業調整委員会委員選挙については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（漁業法第94条等）
市の選挙管理委員会は、選挙人名簿・在外選挙人名簿の調製を行う。（公職選挙法第19条、第30条の2）
2) 市選挙管理委員会規程に基づく委員会の運営及び市公職選挙執行規程に基づく選挙事務を管理する。

4 委員業務等のスリム化、見直しについて

委員業務等は、法令に基づくものばかりであり、スリム化、見直しは検討していない。
【必ず出席しなければならない業務】
選挙人名簿・在外選挙人名簿の調製のために毎月開催する定例委員会と選挙前に必要事項を決定するために随時開催する臨時委員会（地方自治法第189条、公職選挙法第19条、28条、30条の2、30条の11）
各種連合会（全国、近畿、県、東播地区）で役員を担っていることによる総会・役員会・理事会への委員長の出席
各種連合会（県、東播地区）の研修会への委員長・委員の出席

5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

市長から独立した執行機関であり、委員は選挙時だけでなく、任期中の4年間、選挙運動の禁止、守秘義務、請負業務の禁止などの制限がかけられている。
また、日常的な情報収集も行っている。
さらに、選挙管理委員会の処分又は裁定に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表することとされている。（地方自治法第192条）
月額制になれば、以上のような定量的に把握できない部分について、報酬としての評価が難しい。

6 月額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

5の定量的な把握が困難な部分をどう評価するのか、また、定例委員会等の会議出席と投・開票日における長時間（夜間・深夜までの）業務との均衡をどう考慮するのが課題である。

7 月額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

6と同じ

各種選挙の期日等について

2014/6/17

年度	選挙名	任期	任期満了日	選挙の期日
25	参议院議員通常選挙	4年	H25.7.28	H25.7.21
	兵庫県知事選挙	4年	H25.7.31	H25.7.21
26	明石市農業委員会委員選挙	3年	H26.7.19	H26.7.6
27	兵庫県議会議員選挙	4年	H27.6.10	未定
	明石市長選挙	4年	H27.4.30	未定
	明石市議会議員選挙	4年	H27.4.30	未定
28	参议院議員通常選挙	4年	H28.7.25	未定
	兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙	4年	H28.8.7	未定
	衆議院議員総選挙	4年	H28.12.15	未定